

医療情報化に関するタスクフォースの運営について（案）

平成22年9月8日
医療情報化に関する
タスクフォース主査決定

「医療情報化に関するタスクフォースの設置について」（平成22年8月9日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部企画委員会決定）第8項に基づき、医療情報化に関するタスクフォース（以下「タスクフォース」という。）の運営について以下のとおり決定する。

1. タスクフォースへの出席者について

高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部企画委員会の構成員は、オブザーバーとして、タスクフォースに出席できることとする。

また、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（平成12年法律第144号）第30条第2項第2号に規定される内閣総理大臣が任命する者は、オブザーバーとして、タスクフォースに出席できることとする。

2. 企画委員会への報告について

タスクフォースの行う調査・検討作業については、随時高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部企画委員会に対し報告を行い、必要な指示を受けるものとする。

3. 議事の公開について

タスクフォース会合は非公開とする。議事要旨を作成し、タスクフォース会合終了後速やかに公開する。

4. 配付資料の公開について

タスクフォース会合で配布された資料は、委員会会合終了後速やかに公開する。ただし、主査が公開することにより支障があると認める場合には、資料の全部又は一部を非公開とすることができる。